

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
119	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等に係る要件緩和	地域生活支援事業「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、対象者に対する修学に係る支援体制を大学等が構築できるまでの間において支援を提供するものとされており、大学等に係る要件として、「大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。」とされているが、やむを得ない事情により大学における支援体制の構築が困難であると認められる場合でも、支援対象とすることを可能としていただきたい。	当市において以下のような事例があり、支援の必要性はあるものと判断できるものの、大学が支援体制に向けた計画を構築できる見込みがないことをもって、対象学生が必要な支援の提供を受けられないことは学生にとって不利益であると思料する。 ①利用希望学生が、通学支援を希望したが、大学として、交通機関を利用して通学する学生を自宅から大学まで常時介助することは現実的に困難であることから、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。 ②医療的ケアが必要な学生が入学する場合、看護師など有資格者による支援が必要であるが、大学として看護師を雇用する予算の確保が困難であるため、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。	支援を必要とする学生に適切に支援が提供できる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び78条、地域生活支援事業実施要綱別記2-24	厚生労働省	熊本市、高知県
120	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	重心児通所支援事業所における利用者欠席時の支援方法の見直し	障害児通所支援のうち主として重症心身障害児(以下「重心児」という。)を対象とした児童発達支援を行う事業所における重心児欠席時の対応について、例えば、当該重心児の居宅等を訪問し支援を行った場合には、当該児童に対し通常の児童発達支援を行ったこととして報酬算定を行うなど、重心児に対する柔軟な支援の実施を可能とすること。	重心児は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態であるため、予期せぬ体調不良等で急遽児童発達支援を欠席するケースが多い。急な欠席があった場合には、事業者はすでに人員等を配備しているにも関わらず、現行の報酬算定では実際の利用者数により算定が行われることから、欠席した者に係る報酬が算定されない。現行制度においても、欠席時対応加算として、原則月4回を限度に所定単位数(94単位)の加算が認められているが、通常の児童発達支援を行った場合の所定単位数(2,098単位)と比べると著しく低く、事業所の運営に影響を与えている。 当市としては、国の児童発達支援ガイドラインにおいて、「重心児に対しては、心身や健康の状態、病気の状況等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である」とことや、「障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である」ことが示されていることから、重心児の欠席時の対応について、保護者の希望があれば利用者宅を訪問して支援を行う等柔軟な支援を進めていきたいと考えているが、現行制度においてはそのような支援に対する報酬の算定が行われなため、ニーズに即した柔軟な支援が実現できず、欠席時における利用者や保護者の負担増加にもつながっている。	重心児の急な欠席に対し、保護者の希望があれば利用者宅を訪問して支援を行う等、適切な報酬を受けた上で柔軟な重心児支援及び家族支援を行うことができ、事業所の運営の安定に寄与し、より質の高い児童発達支援の実施が期待される。また、保護者の希望に寄り添い訪問による支援を行うことが可能となり、重心児及び保護者の負担軽減に寄与する。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第5項第5号、厚生労働省告示第122号 児童発達支援ガイドライン	厚生労働省	熊本市

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
119	宮城県、長野県、寝屋川市	—	<p>重度障害者に対する教育の場における支援については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法に基づく教育機関等による「合理的配慮」との関係や、</li> <li>・これまでの教育と福祉の役割分担の関係から、福祉施策と教育施策が連携して支援しているところである。</li> </ul> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること</li> <li>・重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること</li> </ul> <p>等を補助要件としているところであり、本提案に対する対応は困難である。引き続き、文部科学省と連携して重度障害者の修学支援体制を構築できるように努めていく。</p>
120	札幌市、宮城県、仙台市、相模原市、長野県、寝屋川市、高知県、大村市	—	<p>障害児通所支援は、障害児を施設に通わせ、集団生活への適応訓練や社会との交流の促進等を行うものであるところ、ご提案の内容は、障害児通所支援の本来の目的にそぐわないものとするため、本提案に対する対応は困難である。</p> <p>一方、障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合は、やむを得ない事情として定員超過とはならない取扱いにしており、事業所の運営を考慮した運用を行っている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
186	B 地方に 対する規 制緩和	06 環 境・衛生	食品衛生申請等 システムの機能の 見直し	食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」と、地方公共団体が独自に構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。 例えば、本システムの機能を拡充することや、本システムと地方公共団体が独自に構築しているシステムの自動連携機能を設けることなどが想定される。 その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政がオンラインで双方向でやり取り(報告・通知等)ができる機能を本システムに付加すること。 また、本システムの操作手順が過多で非効率であるため、見直すこと。	令和3年度から、厚生労働省において食品等事業者による営業の申請及び届出手続の効率化を主たる目的として、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」の本格運用が開始された。 本システムの稼働により、従来、事業者が、営業施設を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出手続について、オンラインで行うことが可能とされているが、本システムは、事業者による申請及び届出行為を主たる目的として設計されているため、地方公共団体が事業者の管理に際して必要な、施設台帳記録や監視指導に係る記録、食中毒調査記録、収去検査実績等に関する機能が設けられていない。 そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。 さらに、従来どおり、保健所窓口への書面での申請・届出も可能とされていることから事業者から書面で申請・届出された場合は、その内容を保健所職員が本システムに入力しなければならないなど、多大な業務負担が生じている。 また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続きを行わなければならない。事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。 加えて、監視指導、食中毒、収去等にかかる事業者等と行政とのやり取りが紙媒体で行われていることから、事業者、行政ともに手間と時間がかかっている。	地方公共団体の事務負担が大幅に軽減される。また、食品等事業者による営業の申請に加え、監視指導や食中毒等にかかる通知の受け取りや報告等行政とのやり取りの利便性も向上し、オンラインによる手続きがより増加することが見込まれる。	食品衛生法第28条、第55条、第57条、食品衛生法施行規則第37条、第67条、第70条の2	デジタル庁、厚生労働省	埼玉県、青森県
235	B 地方に 対する規 制緩和	03 医 療・福祉	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合における支援内容の見直し	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合の利用料及び保育所を利用する場合に必要な実費に係る措置について、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、幼稚園等を利用する場合と同様の扱いとなるよう定めること。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、里親委託されている未就学児が幼稚園等に通う場合、措置費等の費目の種類に「幼稚園費」が定められており、入学金や保育料に加え、制服等の幼稚園等で必要となる実費についても、支弁されることとなっている。 一方で、保育所に係る費用については、同交付要綱で定められておらず、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号)において、保育所入所に係る費用徴収が免除されているものの、保育所を利用する場合に必要な実費については免除の対象となっていないことから、幼稚園等と取扱いが異なり、里親の自己負担となっている。 厚生労働省HPに掲載されている「里親制度(資料集)」では、共働きの里親及びひとり親世帯で就労している里親が令和2年3月1日時点で全体の52.7%を占めているとされており、「児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」では、全国の里親委託されている就学前児童1,648人のうち、584人が保育所等に、390人が幼稚園等に通っているとされており、共働き夫婦等が増加している社会状況の中で、里親委託されている児童が保育所を利用することは珍しくない状況といえる。 そのような社会状況の中で、里親委託されている児童が利用する施設の種別によって措置の内容が異なることは、やむを得ず保育所等を利用している里親にとって不公平な取扱いとなっている。また、社会養育体制の整備の一環として、共働き夫婦などに対する里親委託の推進にあたっての支障となっている。	里親委託されている児童が利用する施設の種別により支援内容が異なることによる不公平な取扱いが解消され、共働き世帯等も含めた里親委託の推進が図られる。	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号)第4各月の支弁額の算式及び支弁の方法 2措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号) 1 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて	厚生労働省	秋田県、青森県、岩手県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
186	札幌市、宮城県、水戸市、群馬県、千葉県、文京区、墨田区、目黒区、大田区、練馬区、川崎市、相模原市、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、下関市、高松市、福岡県、佐世保市、大分県、那覇市	<p>○食品営業許可の申請は、食品衛生申請等システム(以下、「本システム」という。)を用いた電子申請を当県においても可能としているが、申請が煩雑で事業者自身が行うケースはほとんどなく、保健所担当職員が代理入力をしている状況である。また、当県で運用している営業許可台帳システム(以下、「県システム」という。)の既存データを本システムへ移行できないことから、全申請情報を本システムに入力する必要があり、業務負担増加の原因となっている。さらに、県システムにより独自管理していたデータについては、本システムの運用開始後も引き続き必要とされることから、本システムと県システムによる二重管理となり、業務が煩雑となっている。</p> <p>○令和3年度から、営業許可等の申請手続等のオンライン化を目的として、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」の運用が開始された。当自治体では従前より食品関係事業者情報は、当自治体独自の食品衛生システムで管理しているため、二重管理となり大変非効率的である。また、厚生労働省のシステムはオンライン申請をうたっているにもかかわらず、営業許可手数料の決済機能がないため、申請に際して事業者は保健所の窓口に来庁する必要があり、事業者の負担は必ずしも軽減されていない。また行政側も、必要書類に不備があった場合など、事業者とのやり取りが煩雑になり、事務作業の負担が生じている。さらに、このシステムでは、事業者の本社と営業所で重複して申請することが可能なため、誤申請してしまうケースも見受けられる。このような場合、修正作業が大変煩雑となっており、窓口業務の負担となっている。以上のことから、本来の食品衛生監視業務にも少なからず影響がでている。</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、「地方公共団体の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備」、「地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進」が示され、これらを踏まえて、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出、食品等自主回収報告等が行える食品衛生申請等システム(以下、当該システムという。)を国が整備したところである。</p> <p>当該システムと各自治体における独自のシステムについては、令和3年度より、手動による営業許可・届出のデータのCSVまたはEXCEL形式での出力・取り込みを使用した連携(外部連携機能)を可能としているため、ご活用いただきたい(なお、自動連携については、引き続き検討していく予定)。なお、当該システムの機能については、毎年度、寄せられた要望等に基づいて、費用対効果等を勘案の上、機能改修に努めているところであり、今後ともより良いシステムとなるよう見直しを行っていく。</p> <p>また、キャッシュレス対応については、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、営業許可に係る手数料を規定する法令を所管する立場として、地方公共団体への公金収納のデジタル化の検討のため昨年末にデジタル庁及び総務省が立ち上げた関係府省庁との連絡会議に参加するとともに、同会議における検討状況も踏まえ、必要な対応を行っていく。</p>
235	札幌市、宮城県、茨城県、高崎市、荒川区、神奈川県、川崎市、浜松市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市、沖縄県	<p>○保育所だけでなく、その他の保育サービス(地域型保育事業や認可外保育施設など)を含めて国に措置を求めるべき。当団体においては、認可保育所だけでなく、児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱の対象とならない多様な保育サービスが利用されている。令和4年3月時点における当団体の里親の利用状況は、幼稚園が38家庭であるのに対し、認可外保育施設(認証保育所等)が8家庭、認可保育所の延長保育も9家庭ある。</p> <p>○当市において里親委託されている未就学児のうち、保育所利用割合は約17%となっており、幼稚園等を利用する場合の未就学児に対する里親委託費と比較すると、対象経費に差が生じている。また、幼稚園等における延長保育の実施により、利用時間の延長も図られているなど、共働き世帯に対する支援環境は充実してきているが、身近な場所に幼稚園等がないなどの理由により保育所を利用している場合も考えられることから、施設の種別によって対象経費が異なることのないよう見直すことが里親にとって望ましい。</p>	<p>平成28年の児童福祉法改正及び平成29年にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、里親委託の推進や地域小規模児童養護施設等の職員体制の充実などによる児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの取組を推進してきたところである。</p> <p>里親支援の更なる推進のため、令和4年6月に成立した改正児童福祉法においては、里親支援センターを児童福祉施設に位置付けることとし、さらに令和5年度予算案においては、令和6年4月の改正児童福祉法の円滑な施行のため、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の拡充を行うなど、従前から里親支援施策を強力に進めてきたところである。</p> <p>里親が保育所を利用する場合に必要な実費を措置費にて支弁することについては、こうした施策の結果等も踏まえて検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
247	B 地方に 対する規 制緩和	03 医 療・福祉	次世代育成支援 施設整備交付金 における産後ケ ア事業を行う施 設の整備に関す る補助条件の見 直し	次世代育成支援施設整備 交付金により市町村等が 実施する産後ケア事業を 行う施設の整備に関する補 助について、地域の実情に 応じた事業の実施が可能と なるよう、一律の交付基礎 点数に基づく基準ではな く、施設の規模や提供する サービスの内容等に応じた 補助条件とするよう見直す ことを求める。	令和3年4月から、母子保健法において産後ケア事業が位置づけられ、産 後ケア事業の実施が市区町村の努力義務とされたことにより、今後、全国 で各地方公共団体の方針に基づき、様々な規模及びサービス内容の産後 ケア事業が実施されていくものと考えられる。産後ケア事業を行う施設の整 備については、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(令和4年2 月1日付厚生労働省発子0201第6号)において、交付の対象として「産後ケ ア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業」が示されている。 現行、当該事業に対する交付金額は、施設の種類ごとに定められた交付 基礎点数を基に算定することとされており、施設の規模や提供するサー ビス内容等にかかわらず、産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付金 基礎点数を基に交付金が算定されるため、施設設計において地方公共団 体の意向が反映できない制度となっている。	産後ケア事業を行う施設の整備に対する交 付額を、施設の規模やサービスの内容等に 応じたものとする。産後ケア事業を行 う施設の設計において、各市区町村等の状 況に合わせた施設を整備することができ、 市区町村の努力義務となっている妊産婦及 び乳児に対する支援の一体的な実施等の 促進に寄与する。	母子保健法第 17条の2、母子 保健法施行規 則第7条の2～ 4、母子保健医 療対策総合支 援事業実施要 綱、次世代育成 支援対策施設 整備交付金交 付要綱	厚生労働省	特別区長会

管理 番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
247	川崎市、長野県、浜松市、京都市、熊本市	○大都市では、特に、産後ケア施設を自己所有物件として確保することが困難であるが、補助対象施設(建物)については、自己所有物件のみを補助対象とし、賃貸物件は交付対象外としている。そこで、「賃貸物件」も施設整備費補助の対象とすることを、「求める措置」に追加するとよいと考える。	産後ケア事業を行う施設の整備に対する補助実績や、他の施設とのバランスを踏まえながら引き続き検討してまいりたい。